

浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽は生活排水を処理する重要な設備であり、公衆衛生の向上や水環境の保全に大きく役立っています。微生物の働きにより汚水を浄化する装置であるため、機能を発揮させるよう法律により定期的な維持管理と定期検査が義務付けられています。浄化槽を正しく使用されますよう皆さまのご協力をお願いします。

保守点検

浄化槽の機器（送風機、タイマー等）の点検や、消毒剤の補充などを行います。10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年に3～4回行う必要があります。県に登録している保守点検業者に依頼してください。

清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを年に1回以上（全ばっ気方式は6ヶ月に1回以上）抜き取る必要があります。市町村の認可を受けた清掃業者に依頼してください。

法定検査

浄化槽設置後、年に1回の法定検査を受ける必要があります。県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会に申込みをしてください。（☎029-291-4004）法定検査を受検されていないご家庭には、県から受験指導文書が送付されます。また、県から委嘱された「茨城県水質保全監査員」が受験指導に伺う場合があります。

一括契約システム

保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」があります。現在契約されている保守点検業者、清掃業者又は、（公社）茨城県水質保全協会に申込みをしてください。

【問合せ先】 茨城県環境対策課 ☎ 029-301-2966
茨城県下水道課 ☎ 029-240-7127（直通）

一斉催告を実施しています

平成29年11月末時点で町税に未納がある方に催告書を送付しています。この機会に、納め忘れがないかご確認ください。

一斉催告対象税目

税目（税金の種類）	期別
町 県 民 税	1期～3期
固 定 資 産 税	1期～2期
軽 自 動 車 税	全期
国民健康保険税	1期～6期

納期限内に納めないと延滞金がかかります

税金を納期限内に納めなかった場合、本税の他に「督促手数料」「延滞金」がかかる場合があります。納付額が多額になります。これは、納期限内に適正に納付していただいている多くの方との公平性を守るために設けられたものです。

滞納している方は滞納処分の対象となります

町では、納期限内に納付されない方に対して督促状を送付しています。また、催告書、電話、訪問などにより自主納付を促しています。それでも納付されない場合は財産調査の上、差押を執行します。

やむを得ない理由（災害・病気・事故等）により納期までに納付ができない場合は、そのままにせず、**事前連絡の上、必ず納税相談に来庁してください。**（事前連絡がないと担当不在等により相談を受けることができない場合があります。）また、**電話での納税相談は、原則お受けできません。**

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7104（直通）
開庁時間：午前8時30分～午後5時15分
※毎週水曜日は午後7時まで開庁しています。

住民税って何だろう？

No. 1

「住民税」とは、皆さんがよく耳にする「町県民税」と同じもので、県や町が行うあらゆる行政サービスの財源として、おすまいの県と町に納める税金です。今回からその「住民税」について、皆さんが気になっていることを全3回で紹介していきます。

Q. 「住民税」がかかる人ってどういう人？

A. 該当する年の1月1日に茨城県に住民登録をしていた方です。その中でも、前年の1月1日から12月31日までの所得が一定以上の方にかかります。

Q. 納付の仕方ってどうなっているの？

A. 大きく分けて3つの方法があります。
①「普通徴収」……自分で納付書を使って納める方法です。年の税額を4回に分けて納付します。対象の方には毎年6月中に納付書をお送りしています。
②「給与特別徴収」……勤め先が給与の支給時に住民税の税額を天引きして納める方法です。6月から翌年5月までの12回に分けて納入されます。
③「年金特別徴収」……公的年金分の税額が、年金支給時に天引きされ納入される方法です。65歳以上の方が対象です。

Q. 会社を年の途中で退職したんだけど、住民税の納付はどうなるの？

A. 会社から天引きされなかった住民税の残額が、自分で納付書を使って納める方法に切り替わります（「普通徴収」）。また、退職時に会社が一括で天引きして納めることも可能です（「一括徴収」）。退職までもらった給料については、次の年の住民税に反映されます。

次回の掲載は2月15日号のおしらせ版です。申告について紹介していきます。

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114（直通）

特別児童扶養手当・特別障害者手当のご案内

【特別児童扶養手当】

精神、知的または身体に障がいのある20歳未満の児童を、家庭で養育している保護者に支給します。

○手帳等による等級の目安

- 1級（重度） 手当額…51,450円/月（平成29年度）
身体障害者手帳がおおむね1、2級（内部的疾患は例外があります）
療育手帳がA判定以上 精神保健福祉手帳がおおむね1級
- 2級（中度） 手当額…34,270円/月（平成29年度）
身体障害者手帳がおおむね3級（内部的疾患は例外があります）
療育手帳がおおむねB判定 精神保健福祉手帳がおおむね2級



○支給方法

年3回（4月期・8月期・12月期）指定銀行口座に振込となります。
※前年の所得が一定額以上の場合、児童が障がいによる公的年金を受けている場合は支給されません。

【特別障害者手当】

身体または精神の障がいにより重度または重複しているなどのため、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給します。

○対象者

身体障害者手帳1級、療育手帳程度の方で重複した障がいをお持ちの方

○手当額 月額 26,810円（平成29年度）

○支給方法

年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。
※前年の所得が一定額以上の場合、福祉施設等へ入所している場合、病院等に3か月を超えて入院している場合は支給されません。
受給するためには、請求のお手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）